

J A 糸島行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1 平成28年3月までに、育児・介護のために利用できる勤務時間の短縮措置、時間外労働及び休日労働の免除措置の周知と促進を図る。

《対策》

平成27年4月～ 育児・介護休業規程とその内容（利用できる措置）の周知を図る。

平成27年4月～ 職場内文書等を活用した周知・啓発の実施。

育児・介護休業取得者の復職面談時にその内容を説明するとともに、関係管理者や同僚等にその理解と協力を依頼する。

目標2 平成30年3月までに、職員全員の所定外労働時間を1人当たり年間120時間未満（月平均10時間未満）とし、ワークライフ・バランスへの取り組みを行う。

《対策》

平成27年4月～ 所定外労働の原因と分析等を実施する。

平成27年4月～ 管理者との協議を行い、所定外労働削減への取り組みを実施する。
（業務分担、事務効率化、能率向上、ノー残業デー、労使協議等）

平成27年4月～ 各種会議、職場内文書等を活用した周知・啓発の実施。

目標3 平成30年3月までに、年次有給休暇の取得促進のための規程の整備と取り組み実施（職員全員の年次有給休暇の取得率を50%以上とする）

《対策》

平成27年4月～ 年次有給休暇の取得状況の調査、取得促進への取り組みの検討を行う。

平成27年4月～ 規程の整備（計画付与の実施（アニバーサリー休暇、その他休暇の創設））

平成27年4月～ 各種会議、職場内文書等を活用した周知・啓発の実施。